

<参考>様式第2号

平成30年 2月 13日

豊明市議会議長 殿

行政等視察報告書

議員名 近藤 善人

29 年度豊明市議会政務活動費にて下記のとおり行政等を視察しましたので報告します。

年 月 日	視察先	視察項目及び成果等
平成30年1月30日	石川県輪島市	カートによる公道での自動運転について
平成30年1月31日	岐阜県高山市	議会改革について
		別紙参照

豊明市議事課
30.2.13
分類 . . . 30・10・5・1
可・否・一部否・一時否
第 91 号 受付

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

石川県輪島市 1月30日（火）

『カートによる公道での自動運転について』

車両は、ヤマハ発動機のゴルフカートをベースにした小型電動車両。ゴルフ場でクイックに動くゴルフカートを、街なかでただ走らせるだけではなく、自動運転の実現に向けた実証実験として運用されている点が新しい。

走行コースは3コース。旧輪島駅や文化会館と河原田川を渡ってショッピングモールや市立輪島病院を結ぶ「病院コース」、輪島の奉燈が保存されているキリコ会館や足湯を経て馬場先商店会と旧輪島駅を結ぶ「キリコ会館コース」、そして自動運転の実証実験コースが含まれる「塗めぐりコース」。

乗車感覚は、ゴルフ場の電動カートそのものだそうで、自動運転コース上では、ゴルフ場で無人で動くカートと同じく、地面に幅1cmほど埋め込まれた電磁誘導線を頼りにすすみます。自動運転といっても、専属ドライバーが運転席に乗車していて、手動区間の運転はもちろん、自動区間の危険回避・急ブレーキ・再始動などを、ハンドルとペダル、発進・停止ボタンなどで実行しています。



◆高齢者が自由に動ける街をつくりたい

この実証実験の正式名称は「専用空間における自動走行等を活用した端末交通システムの社会実装に向けた実証」で、経済産業省と国土交通省の平成28年度「スマートモビリティシステム研究開発・実証事業」のうち、「専用空間における自動走行等を活用した端末交通システムの社会実装に向けた実証」を産業技術総合研究所が受託。産業技術総合研究所はこの実験機会を公募し、23地域の提案があったなかで、石川県輪島市（輪島商工会議所）、福井県永平寺町（永平寺町、福井県）、沖縄県北谷町（北谷町役場）の3か所が「小型電動カート応用・開発」の場選ばれました。

「この自動運転カート実証実験は、里谷光弘会頭をはじめとする商工会の信念でやる直轄事業という位置づけで、『将来社会、新しい日常の足が必要』『5～10年後の新たな交通システムを考えていこう』という想いが込められた次世代交通対策事業の一環で、輪島市ではなく、商工会が独自に立ち上げたプロジェクト」というところが特徴です。

輪島商工会議所は民間の協力相手にヤマハ発動機を選び、施設整備や運用面でチカラを借りました。「ヤマハさんには、道交法や輪島市内の交通事情にあわせたチューニングや、ナンバー取得などで尽力いただいた」。



◆特区申請に2度落選したことで転機

現在は、輪島の街なかを走れるように、軽自動車の黄色ナンバー、方向指示器、バックミラーなどを付けたヤマハ製電動カート「G30s」が4台走行中。モーター出力は3.5kW、最高速度は19km/hと、基本性能はあくまでゴルフ場の電動カートと全く同じです。

この実証実験が実現するまで、いくつものハードルが立ちましたが、最も大きなインパクトだったのが、構造改革特区申請を2度行ったが、2度とも認定されなかったことだそうで、この特区認定が下りなかったからこそ、地元の警察や交通事情に合わせた、どの自治体でも導入できる“特例なし”で実現できる自動運転ゴルフカートのモデルができました。

◆“輪島モデル”の行方が国内普及のカギに

商工会は将来計画として、市役所・消防署・税務署・図書館・学校・病院・保育所・高齢者施設などを結ぶ自動走行エリアをさらに拡大させる構えで、この“輪島モデル”が実現すれば、国内全土に自動運転ゴルフカートが普及するはず。特区としてではなく、商工会とヤマハが組んだように、官民連携で道交法や地元警察などのルールにあわせた自動運転カートが、スピード感を持って具現化できると見込んでいます。

<所感>

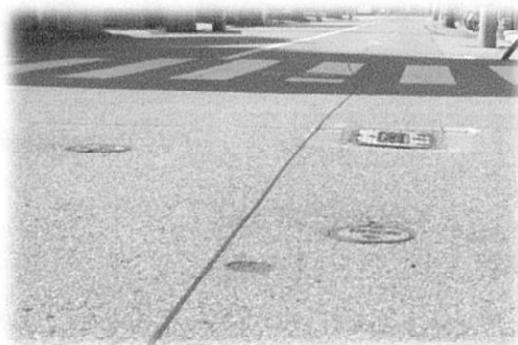
当日は、あいにくの積雪でカートは運行されておらず、試乗はできませんでしたが、4台のカートを拝見させていただきました。外観は、ゴルフ場のカートとほとんど変わりません。ただ、公道を走るための装置、ライト・方向指示器・ワイパー・バックミラーなどは取り付けられていました。軽自動車ナンバーの取得には大変ご苦労されたとのことで、ここでもヤマハさんのご尽力が大きかったそうです。

輪島市ではなく、商工会の事業であることに驚きました。市の介入はほとんどなく、維持管理・運行は全て商工会が行っています。ドライバーは商工会の職員の勤務時間中ということで人件費はかかっていなく、商工会の負担としては、車検代・保険代。充電は輪島市のほうに依頼しています。

本市においても、導入できるかどうかは、いろいろ検証しなければなりませんが、無料で停留所もなく、どこでも乗り降りできる便利さは、今後の超高齢化社会においては、現在運行されている『ひまわりバス』の空白地を埋めるためにも、早急に検討すべき事業と思います。



軽自動車ナンバー取得



地面に幅 1cm ほど埋め込まれた電磁誘導線

岐阜県高山市 1月31日（水）

『議会改革について』

高山市議会では、市の政策水準の向上を図ることと、市民の意見を市政に反映させることを目的として政策提言を行っています。高山市議会における政策提言は、市政について分野ごとに専門的に調査研究を行う機関である委員会が中心となって取り組んでいます。

まず、市民意見交換会等でお聴きした市民の皆さんの意見に考慮しつつ政策課題を設定し、次に、課題解決に向け、行政の取り組み状況の把握、現地調査、先進地視察、各種団体等との意見交換、専門家からの意見聴取（議員研修会等）を行いつつ、関係する事業の評価及び決算の審査結果を踏まえて政策提言を作成します。さらに、この政策提言は、議員全員で討論を行う政策討論会で議論し、議員全員の合意を得た後、行政側に提出されます。

議会基本条例については、地方分権の進展により市長が独自に決定できる事務の範囲が拡大されるとともに、平成17年の合併により高山市は日本一広い市（2177.61 km²）となり、行政の監視役であり、市長とともに市政を担う議会の役割はこれまで以上に重要となってきました。こうした時代の変化に対応できる議会をつくるため、平成21年12月より、議会のあるべき姿について議論を重ね、議会の果たすべき役割や責務を明確にするとともに、市民意見交換会、政策討論会、委員会による政策提言などを試行し、これらの取り組みを評価した結果、平成23年に議会基本条例として制定されました。

高山市議会の議会改革への取り組みは、『議論する議会をめざして』というテーマに基づいて進められています。

第一次の議会改革への取り組みは平成8年高山市の新庁舎完成を契機としています。あらたな議場における議会運営を検討する中、議会活性化に対する各会派、事務局から提案された65件を調査研究することとし、一般質問の見直し、一問一答制の導入、各種審議会へ参画しないことの決議、委員会の所管事務調査の活用、会議規則、委員会条例の見直しなどを行いました。その後、平成13年頃より市町村合併に伴い定数・選挙区についての議論が始まり、高山市に周辺9町村を編入合併する中、合併時の議員数は124人でしたが、合併特例により議員定数は一時的に36人となりました。定数や選挙区を決めるためには議会のありかたをあらためて議論する必要があるということで、『議会改革等に関する特別委員会』を設置。最終的には全市を選挙区とし定数を24人とするのを第1回市民意見交換会で市民の意見を聞いた上で決定しました。編入した町村からは議員数が少なくなり自分たちの声が届くか不安との意見が多数あり、それに応えるため報告会などの必要性も生じました。

政策提言活動議会機能を高める取り組みとして、高山市議会ではスタッフが少ない状況の中で条例を立案することは難しいが、政策提言までのレベルであれば取り組めるとの考えで取り組みを行っています。この政策提言は全会一致を原則とし、常任委員会の取り組みは政策課題の研究を行うなどの政策提言に向けた活動を行うことを主な目的としています。

市民意見交換会では政策課題をテーマに議論するとともに、政策課題を見つけるために市民からの意見を参考にすることとし、市域全体を網羅する地域別市民意見交換会を行い、地域別意見交換会は小学校区を単位として20会場で行っています。分野別意見交換会を行っ

ていることもあり、最近では意見交換などの内容も変わってきているように感じるのとこと
で、地域別意見交換会は年1回行うことしかできていない。年齢層性別が固定化しているこ
とが課題と考えているとのこと。また分野別市民意見交換会は各常任委員会が企画実施して
いるが、各委員会が取り上げた政策課題の検討過程でその分野に関係する団体との意見交換
を行うこととしています。

また、課題となっている年齢層性別が固定化していることで、市民の多様な意見を把握し、
市政への政策提言に反映させることを目的に、また、将来を担う高校生に議会を身近に感じ
てもらえるよう、主権者教育の一環として『高校生との意見交換会』も実施しています。

分野別意見交換会は常任委員会ごとに実施をしており、地域別意見交換会は議員を4班に
分け、一班あたり6人としている。必ずすべての常任委員会の委員が所属するよう、班編成
をしているとのこと。班長は3常任委員会委員長と広報委員長が担当し、地域の議員を入れ
るかについてはこれまでも議論があったが、個人攻撃となる場合もあるが、住んでいる地域
の事情もあるため最近は出席することとし、編成権は広報広聴委員会が担っている。会場
予約や会場準備、記録、報告書作成などすべて議員が担当し、事務局は当日1名だけ参加
し、議員の補助をしている。

議員間討議について本会議初日の提案理由説明の後、2日目に常任委員会を開催し、全員
で議案の論点を明確にする日を設け、現場確認や参考人招致、関係者からの聞き取りなどの
実施について方針を決定しています。委員会審査の流れとして、執行部からの説明につづき、
委員からの質疑を終えた後、議員間討議を行うこととしており、委員長の宣言で討議を促す
こととしています。委員会の中では討論は行われず、採決の後委員会を閉じることとしてい
る。

<所感>

高山市議会の議会改革の流れは、平成17年2月に9市町村を編入合併し日本一広い市
となったことから、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会を
目指すこととなりました。選挙区と議員定数の決定、市民意見交換会の開催、議会広報紙の
発行、事業評価結果の点検、政策討論会の開催及び委員会による政策提言の実施など、議会
のあるべき姿について徹底議論を行い新たな取り組みを行いました。議論と行動を重ね、市
民と情報や課題を共有すること、合意形成を目指して活発な議員間討議を行うこと、積極的
に政策提言を行うこととし、これらの認識に基づいた議会運営を行うため、高山市議会基本
条例が平成23年3月25日に可決、5月1日より施行されました。

高山市議会では、各常任委員会が中心となり調査研究を進めており、改選時には、重要事
項や課題を引継書にまとめて、次期委員会へ申し送りが行われている。市の政策水準の向上
を図るために、委員会による政策提言を積極的に行う取り組みは、提言内容の質を高めるにと
どまらず、委員会の質の向上、さらに議会全体の活性化に大きく寄与するものであると感じ
ました。最後に、高山市議会の先進事例を参考に調査研究を進め、市民から信頼される開
かれた議会となるよう、今後も本市議会運営に取り組んでいきたいと思ひます。